

議案第 26 号

市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例の廃止について

市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例を廃止する条例

市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例（平成 12 年条例第 20 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に廃止前の市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例の規定に基づき同条例第 2 条に規定する独立支援資金の融資を受けた者については、同条例第 6 条、第 14 条及び第 15 条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

理 由

ベンチャービジネス等支援資金の見直しにより融資対象者の要件が緩和されること等により、独立支援資金については役割を終えることから、本条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。